

千葉県立保健医療大学危機管理委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則第16条第2項及び千葉県立保健医療大学危機管理規則第5条第2項の規定に基づき、危機管理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「危機」及び「危機管理」とは、それぞれ千葉県立保健医療大学危機管理規則第2条第2項及び第3項に規定するものをいう。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 大学の危機管理に関する重要な事項
- (2) 危機管理マニュアルの作成・見直し及び周知に関する事項

(危機管理委員会への報告)

第4条 他の委員会において審議された危機管理に関連する重要な事項については、適宜委員会に報告するものとする。

(組織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。なお、(1)(2)(3)(6)の各号の委員2名のうち1名は講師以上とする。また、(4)(5)の委員のうちいずれか1名は講師以上とする。

- (1) 看護学科教員 2名
- (2) 栄養学科教員 2名
- (3) 歯科衛生学科教員 2名
- (4) リハビリテーション学科理学療法学専攻教員 1名
- (5) リハビリテーション学科作業療法学専攻教員 1名
- (6) 共通教育運営会議教員 2名
- (7) 学生部長
- (8) 事務局企画運営課職員 1名
- (9) その他学長が必要と認める者

(任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、これを補充する。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、学長が指名する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者が委員長の職務を代理する。

(委員会の招集及び議長)

第8条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第9条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、委員会が特に必要と認めた事項については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、事務局企画運営課において処理する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。